

規範項目43

必須・重要・推奨

安

飼料製造・販売に関する届出

飼料の製造・販売を行う時に、事前の届出が必要な場合があります。また、生産する飼料によっては、飼料製造管理者を設置することも必要となりますので、確認しましょう。

また、法律で定められた成分規格等を守って製造しなければなりません。

取組事項

- ・ 飼料製造業者等の届出が必要か確認する。
- ・ 必要な場合は、届け出ていることを確認し、届け出していない場合は、速やかに届出を行う。
- ・ 飼料製造管理者の設置が必要か確認し、設置が必要な場合は、速やかに設置する。
- ・ 省令に定められた製造方法等の基準のほか、飼料や飼料添加物の成分の規格に準拠して製造する。

飼料は、安全性の確保及び品質の改善を図るため、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」(以下「法」)が制定されており、法に基づいた取組を講じることとされています。

また、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」(以下「省令」)により、飼料や飼料添加物の製造・使用・保存の方法や表示について基準、飼料や飼料添加物の成分について規格を定めています。

【飼料製造業者の届出】

飼料又は飼料添加物の製造業者は、その事業を開始する2週間前までに、農林水産大臣に、事業場の名称や所在地等を届け出なければなりません。(法第50条)

ただし、次に該当する場合は、届出を免除されています。

- (1) 自家使用を目的として稲発酵粗飼料等を製造する畜産農家
- (2) 自ら生産した牧草や飼料用稲わら等の農産物を加工せずに、畜産農家に販売する耕種農家
- (3) 田において自ら生産した農作物を原料又は材料として飼料を製造し、畜産農家に直接販売する耕種農家(特定の畜産農家に販売される場合であれば、農業協同組合等を介している場合も含まれる)

【飼料製造管理者の設置】

以下の飼料又は飼料添加物の製造業者は、その飼料又は飼料添加物の製造を実地に管理させるため、その事業場ごとに、省令で定める資格を有する飼料製造管理者を置き、農林水産大臣に届け出なければなりません。(法第25条)

- (1) 抗菌性物質を含む飼料の製造事業場
- (2) インド産落花生油かす(特定飼料)を含む飼料の製造事業場

- (3) 尿素又はジウレイドイソブタンを含む飼料の製造事業場
- (4) 飼料添加物の製造事業場

ただし、自家配合農家で、プロピオン酸、プロピオン酸Na、プロピオン酸Ca、尿素又はジウレイドイソブタンを含む飼料を製造する場合は、飼料製造管理者の設置は必要ありません。

【基準及び規格の遵守】

飼料を製造するときは、省令の別表第1の1では、『飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準』として

- (1) 飼料一般の成分規格
- (2) 飼料一般の製造の方法の基準
- (3) 飼料一般の使用の方法の基準
- (4) 飼料一般の保存の方法の基準
- (5) 飼料一般の表示の基準

が定められていますので、これに準拠しているか確認しましょう。

また、別表第1の2以降も、BSEの予防や、強い毒性を持つかび毒のアフラトキシンの混入防止等のために遵守すべき規格・基準が定められていますので、これらについても準拠しているか確認しましょう。

※届出の様式

<p style="text-align: center;">飼料製造業者届</p> <p style="text-align: right;">年月日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 印</p> <p>下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 氏名及び住所 2 飼料を製造する事業場の名称及び所在地 3 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地 <ul style="list-style-type: none"> (1) 販売業務を行う事業場の所在地 (2) 飼料を保管する施設の所在地 4 製造に係る飼料の種類 5 飼料の製造の開始年月日 6 製造する飼料の原料又は材料の種類 7 製造施設の概要 	<p style="text-align: center;">飼料製造管理者届</p> <p style="text-align: right;">年月日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 印</p> <p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第25条第3項の規定により、飼料製造管理者を設置したので、関係書面を添えて、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 届出者が製造する飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第5条に規定する 飼料飼料添加物 の種類及び名称 2 事業場の名称及び所在地 3 飼料製造管理者の氏名、住所及び生年月日 4 飼料製造管理者の職名、職種及び職務内容 5 飼料製造管理者の設置の年月日 <p>添付書面：飼料製造管理者の履歴書、資格を証する書面及び製造業者に対する関係を証する書面</p>
---	--

■飼料の安全に関する詳細

・農林水産省HP

(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/index.html>)

・独立行政法人 農林水産消費安全技術センター(FAMIC)HP(飼料関係)

(<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/index.html>)

【根拠法令等】

- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）
- 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第36号）
- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成22年度農林水産省消費・安全局長通知）